

第百四十五回国
参議院文教・科学委員会會議録第十三号

平成十一年五月二十七日(木曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
南野知恵子君
狩野 安君
馳 浩君
江本 孟紀君
松 あきら君
日下部模代子君

委員

阿南 一成君
亀井 郁夫君
北岡 秀二君
世耕 弘成君
仲道 俊哉君
橋本 聖子君
石田 美栄君
本岡 昭次君
山下 栄一君
畑野 君枝君
林 紀子君
扇 千景君
田名部匡吉君

事務局側

常任委員会専門員
巻端 俊兒君

参考人

専修大学法学部教授
社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長
社団法人日本音楽著作権協会会長
齊藤 博君
森 茂雄君
遠藤 実君

社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事
棚野 正士君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(南野知恵子君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

著作権法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として専修大学法学部教授齊藤博君、社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長森茂雄君、社団法人日本音楽著作権協会会長遠藤実君及び社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事棚野正士君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(南野知恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(南野知恵子君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人の方から御意見を承った後、質疑を行います。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方には、ただいま議題となっております著作権法の一部を改正する法律案につきまして忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願ひ

申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、齊藤参考人、森参考人、遠藤参考人、棚野参考人の順序でそれぞれ十五分程度御意見を述べた後、各委員の質疑にお答えいただきますと存じます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁とも着席のままで結構でございます。

それでは、まず齊藤参考人から御意見を述べいただきますと存じます。齊藤参考人。

○参考人(齊藤博君) ただいま御紹介いただきました齊藤でございます。

日ごろより我が国の著作権法制につきまして意欲的に取り組んでいらっしゃいます先生方の前でこのようにお話しできますことは、まことに光栄でございます。

本日は、五点到りましてお話をさせていただきます。

第一点は国際著作権界の動き、第二点として技術と法の結合、第三点として頒布権と譲渡権、さらに四点として上映概念の拡大、そして最後に附則十四条の廃止、以上の五点でございますが、時間の関係で時には省略するところがあるかと存じます。

このところ、もう少し詳しく申し上げますと、一九九〇年代に入りまして著作権法制を取り巻く状況の動きというものは激しさを増しつつございます。一つには、著作物や実演等を利用する技術の開発がござります。CDやDVD、フラッシュメモリーなど、著作物を記録する媒体の開発に加えて、宇宙衛星、光ケーブル、インターネットなど、著作物を伝送する媒体の開発もござります。もう一つには、多様な媒体の開発が著作物等の地球規模での流通を促しつつござります。そのうち、著作物を保護する水準に諸国の

間で開きが生じないよう、諸国の法制をハーモナイズすることが求められるようになるのでございます。

そして、近年の特徴として、条約の持つ指導的な役割が改めて注目されるようになりました。著作物等を利用する技術の普及につき、技術先進国と途上国の間に生じていました乖離が狭まってきたのでございます。衛星を介しまして著作物等を送受信すること、これは今や地球規模で行われております。しかも、途上国におきましても、大きな基盤整備を要することなくこの種のことを行うことができるようになったのでございます。そのような中で、著作物等の地球規模での保護が急がれるようになってきたのでございます。

その一つに、一九九四年の世界貿易機関、いわゆるWTO設立協定に附属しました知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、通常TRIPS協定と呼んでおりますが、この種の協定がござります。そこには大胆な規定が盛り込まれております。すなわち、WTOに加盟する国や地域に對しまして、ベルヌ条約に加入していかなくても、ベルヌ条約の定めるところを遵守するよう求めているのでございます。事は急を要するものでござりますから、ベルヌ条約並みの保護水準をベルヌ同盟国の範囲を超えて一気に達成しようとする大胆な戦略がとられているのでございます。もともと、著作人人格権の保護は除かれております。貿易関連の面からみれば財産権の保護を達成しようとした結果でございます。

一九九六年も押し迫りました十二月には、世界的所有権機関、いわゆるWIPOを舞台にしまして、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約が採択されております。この段階になりますと、著作物等をおさめたパッケージタイプのソフトの流通、俗に言いますと、いわゆる物流から

インターネット等による著作物等の送信へと関心が移ってくるのでございます。WIPOの二つの条約もその点に焦点を合わせたものとなっております。そこには、このたびの改正案にございませう技術的保護手段の回避や権利管理情報の改変等への対応も含まれているのでございます。

次に、技術と法の結合につきまして短くお話をさせていただきます。

技術的保護手段の回避への対応にいたしまして、権利管理情報の改変等への対応にいたしまして、デジタル時代を迎えました著作権法制のあり方を見ることができるとあります。これまででございますと、技術と著作権法は相対する関係にございまして、どちらかといいますと、極端な言い方をいたしますと、敵対する関係といまじょうか対立する関係にございまして。しかし、デジタル技術は、その特性に注目しますと、著作権等の保護、管理にとりまして力強い友人であるということがわかったのでございます。著作物等を無断利用から保護するために技術の力をかりることができるようになったのでございます。

その場合、著作物等に無断コピーや無断送信を抑制する信号を入れ込む方法が一つ考えられます。さらには、著作物等に著作権等の管理情報を入れ込むことも可能でございます。信号を入れたら電子透かしを入れる手法はデジタル時代なればこそ可能なのでございます。この技術は、権利の保護、管理のみならず、著作物等の流通にも変化をもたらそうとしていっているものでございます。

その一方、いかにすぐれた技術でございしても、これを迂回する装置を売る者、あるいは用いる者もあらわれてきます。権利管理情報にいたしましてもその改変等は技術的には容易でございませう。ここで法の関与が求められるようになるのでございませう。このたびの法改正の意図も、技術と法の好ましい関係を保持する中で、著作物等の保護につき新たな枠組みを提供するものと申すことができるかと存じます。

第三点としまして、頒布権と譲渡権につきまして

て簡単にお話をさせていただきます。

一九九六年十二月の外交会談におきましては、二つの代替案が示されたところでございます。一つは頒布、輸入の両権利を定めたもの、もう一つは頒布権のみで輸入権を組み合わせないものでございまして。この二つの案のいずれをとるかというところで議論がなされたわけでございませうが、輸入権に消極的な国が多かったために、結果として頒布権のみを定めた案の方が採択されたところでございます。

そこまではよろしいのでありますが、我が国の問題に戻してみますと、譲渡権の創設という立法上手間のかかることをなさなければならぬことになった次第でございませう。詳細はまた別の機会に御説明があるのでないかと存じます。

第四点としまして、上映概念の拡大でございませう。映像表示技術の開発は、映画の著作物のみならず、美術や写真の著作物など、静止画や言語の著作物のディスプレイをも可能にできたのでございませう。そこで、これまでの映画の著作物につき認められてきました上映権をその他の著作物にも及ぼそうということで、法改正がなされようとしているところでございませう。これも、著作物の新たな利用技術への対応と申すことができます。

第五点としまして、附則十四条の廃止につきまして申し上げたいと存じます。昭和四十五年における著作権法制の全面改正に際しまして、演奏権の保護を強化する一方、当時の利益状態を急激に変えることを避けるべく、経過措置の一つとして設けられましたのがこの附則十四条の規定でございませう。

政令で定める事業において行われるものを除き、当分の間、録音物による演奏、録音物の再生は自由、すなわち無許諾、無償で行うことができるとしたのでございませう。当時におきまして、比較的小規模に経営する喫茶店等におけるレコードの演奏につきましては、それまでどおり自由に行うことができたのでございませう。

演奏権の保護を国際的な水準、すなわちベルヌ条約プラス改正条約の求める水準にまで引き上げようとする中で、小さな喫茶店等におけるレコード演奏という、当時存続した特殊事情に注目しまして、例外的、限定的に、それも経過措置として演奏権を制限したのでございませう。その限りにおきましては、附則十四条の規定は既にその使命を果たしたと申すことができようかと存じます。

簡単にございませうが、以上で終わらせていただきます。

○委員長(南野知恵子君) ありがとうございます。次に、森参考人をお願いいたします。森参考人。○参考人(森茂雄君) たいだい御紹介にあずかりました、私は全国環境衛生同業組合中央会を代表いたしました。きょうお招きにあずかりまして本当にありがとうございます。

私どもの団体は、二百五十四万施設、六百万人の会員を擁しております。私は実はこういう難しい問題には非常にわかりの悪いすし屋のおやじでございませう。したがって、江戸っ子ではございませうが、おわかりにならない点、そして私の申し上げる点に御無礼がございましたらお許しを賜りたいと思っております。

実は私も、この問題につきまして、本年の二月十九日に文化庁の吉田著作権課長さんから初めて附則第十四条の廃止についての内容説明をお受けいたしましたのでございませう。

これに對しまして零細な利用者団体、私どもの今の団体でございませうが、特に現在まで放置をされてきた問題について、何で今この時期にこんな問題について急遽著作権法の一部を改正するんだらうか、また、その法案が出されてひとり歩きされてしまふんだらうか、非常な社会的混乱という問題についてお考えいただいていないんじゃないかと申すようなことで、実は私どもの全国環境衛生同業組合の理事長会といひます会長会を開催させていただきます。

これは、日本でございますので九州から北海道までそれぞれの業種の会長がお集まりされて、その方々にお集まりをいただきまして会を開いたわけでございます。そして、文化庁さんの方のお話によりまして第十四条の廃止につきまして反対したいというような皆様の御意向がまとまりまして、反対という要望は実は作成させていただきました。

これまでの間には、文化庁さんと厚生省さんとお話し合いをしていただいた上で、私も全国環境衛生同業組合の意向という形で、全理事会の決議をもちまして反対をさせていただいたわけでございませう。これはもう文書でお渡ししてございませうので、ごらんをいただいたかと存じます。

特に私どもの環境衛生にとりましては、昨年の二月ごろから行われました五坪店以下までという例のカラオケ問題でございませうが、この問題につきましても、実は徴収の問題についてかなり私どもの団体では御協力を申し上げてきたというのが現状でございませうが、それにつきましてアウトとインと申しますが、実は組合員以外の方々の契約率が非常に低いということが言われておりまして、組合員からは、組合に入っているがためにこのような押しつけを受けてしまふのではないかと申すような、公正、不公平の問題が非常に浮かんできておりまして、何でこの時期に十四条を廃止するんだというような問題でございませう。

二月二十六日になりました、きょうお隣におられますJASRACの遠藤会長に初めてお会いをさせていただいたわけでございませう。そのとき私もでは、一番関連のございませうホテル、旅館業、社交業、そして飲食業の団体の代表の方を交えまして、私と中央会の専務が立ち会ったわけでございませうが、皆様から異口同音に全く話にならないというようなことが出まして、関係団体には、私どもに協議もされず今日このようなことでございませう。お話をされたということは非常に心外だというような話までその時点では出たわけでございませう。

遠藤会長さんは御同席をされましたので、そのときの模様はよくおわかりだろうと私は思っております。

権使用料を支払わなくてもよいことになっております。これは世界的に見ると極めて不合理な規定であると受け取られております。私たち音楽をつくった者は、この規定によって、自分の作品がどれだけBGMで使われても一切その対価を受けることができないのであります。そればかりか、外国作品についても同様でありまして、外国の音楽家からも日本の対応を早急に改めるよう強く求められているのが実情であります。

どのような業種であれ、営業していくためには、商品の仕入れや電気、ガス、水道、家賃の支払いなどさまざまな経費が必要だと思います。しかしながら、音楽だけは一切支払いをしないで自由に

使つて構いませんという法律になっております。

音楽は、お客様の雰囲気盛り上げて購買意欲を

喚起したり、ロビーでの待ち時間に気持ちを和ませ

せたり、水や電気のように目には見えなところ

でいろいろなお役に立っているはず。また、

お役に立っているからこそ、これほど多くの皆さま

んから御和用をいたたいわるのたと思います。

それにもかかわらず 音楽だけにたたですよい

なので、国際的な理解を得ることはできません。

の著作権法は、今から約三十年前の昭和四十五年に

の著作には、今から三十一ヶ年前の田和四十五ヶに
全面改正をされたものです。それ以前の田著作権

法は、出所を明示すれば自由にレコード演奏を行

うことができるようになっておりました。この昭

和四十五年の改正の際にもこの部分が大きな論点

の一つとなりましたものの、著作権法の本則では、

私どもの希望どおりに生演奏と録音物の再生演奏

を同じに扱うことになりました。

ところが、その当時、レコード演奏を多く行っ

ていた喫茶店などの事業者の方々に急激な御負担

増をかけないことなど政策的な配慮が優先された

結果、当分の間の措置として、営業上音楽の利用

が不可欠な一部の業種を除いて、レコード演奏か

らは料金を取らないという権利制限規定が設けら

れたであります。私どもは、この措置には大変

不満でございましたが、互譲の精神が必要なこと

Journal of Management Inquiry 23(4) 399–414 © The Author(s) 2014. Reprints and permissions: [DOI: 10.1177/1056492614563819](http://sagepub.com/journalsPermissions.nav) <http://jmi.sagepub.com>

も理解しておりましたし、この規定には「当分の間」とあるわけですから、それほど遠くない将来に廃止されるのだと期待をし、ひとまず法改正を優先させることにしたのであります。

しかしながら、当分の間であったはずのこの措置が既に三十年を経過してしまい、この間に音楽の利用方法が大きく変わりました。今やBGMは、レコードなどの録音物を用いる時代から、有線放送などを用いる時代へと移ろうとしています。国民の皆様の著作権に対する理解も三十年前とは比べようのないほど深まったと考えております。また、私どもJASRACも、大量な音楽利用を効率よく、かつ公平に管理できるように努力を続けておりまして、管理をお任せいただいても十分に対応し得るだけの基盤はできております。現在では、附則十四条を残しておく理由は全くなくなつたのではないかとと思われまふ。

次に申し上げたいのは、この附則十四条のような規定は国際的にも例を見ないものでございませう。国際的には、生演奏と録音物による演奏は同一に評価されるべきものとされております。附則十四条のような規定は、欧米先進国はもとより、アジア地域にも見られておりません。

初めに申し上げましたように、JASRACは外国の著作権管理団体と管理契約を結んでおります。お互いに相手の国の音楽が自分の国で使われた場合は、その国の著作権協会が使用料を徴収して相手の国の団体に送金することになっております。この契約があることによって、私たち日本の作家は、外国で自分の音楽が使われたときその使用料を受け取ることができるのですが、この附則十四条があることによって、外国の作品が日本でBGMで使われても使用料は一切支払われないのであります。

例えば、昨年我が国で大ヒットいたしました「タイタニック」という映画がございます。この映画のテーマは大ヒットしていきまして、今でも毎日のように町に流れています。ところが、この曲をつくった外国の作家の手元には著作権料が届くこと

はないのです。このことは、EUなどからベルヌ条約という国際的に著作権を保護し合う条約に違反しているのではないかと指摘を受けております。JASRACも国際会議などで外国の著作権管理団体から早期に是正するよう要望を受けております。このような不均衡は、我が国の国際的な地位から考えても一刻も早く改善をする必要があるのではないのでしょうか。

著作権と聞くと、一部の利用者の方々から高額な使用料を払わなければならないのかといった不満の声も上がるかと思いますが、しかし私どもも、BGMの音楽管理に当たってそれほど高額な使用料をいただくと考えているわけではありませう。BGM利用は全国津々浦々の非常に広い範囲で行われているのですから、一人一人の末端の利用者にはできるだけ御負担をかけないように、広く薄く管理していく方法を工夫したいと考えております。

法律が変わったからといって、いきなり使用料を払えなどという言い方をするつもりはありませうし、著作権の制度や、いただいた使用料がいかにか公正に分配されているかなどの仕組みについて詳しく説明をさせていただくために、十分な広報と周知のための期間を設けたいと考えております。また、料率の決定に当たりまして、一方的に決めるのではなく、文化庁の御指導を受けながら、現在のようなこうした経済情勢を踏まえて、利用者団体の方々も十分話し合つて円満に決めていきたいと真剣に考えております。

作詞家、作曲家といいますが、マスコミなどに取り上げられるような一部の著名な人ばかりが目ざれているようなので、一見華やかな職業のように思われるかもしれませんが、しかし現実には、JASRACの会員・信託者の中で著作権の使用料だけで生活ができる人はほんの一部でございませう。

また、音楽家がその才能を本当に発揮できる期間は、一般にごく短い期間に限られてしまうものです。いつときは売れっ子と言われるような時期があったとしても、それはごくわずかの期間にすぎ

ません。若い感性はいずれ衰えるものであります。そのとき、私たちの生活を守ってくれるのが著作権制度であります。この制度があるからこそ、私たちはあしたへの希望を持って創作活動に取り組むことができるのであります。

しかし、この著作権制度も、作家生活を保障するにはまだまだ十分なものとは言えません。例えば、JASRACのメンバーである九千五百人の作詞・作曲家のうち、JASRACから受ける年間の分配額が百万円以下の作家が実に八七％にも上っており、五百万円以上の分配を受けている作家はわずか五％にすぎないのが実情であります。

ことし十一月には、世界じゅうの著作権協会の集まりであるCISACという国際団体の理事会、執行委員会等を東京で開催することになっております。また、この機会に世界の各国の著作権関係者などをお招きした国際シンポジウムも開催する予定でございませう。これらの国際会議の席で、我が国の長年の懸案であった著作権法附則十四条の改正が成立されたことを報告させていただくことができれば、これ以上の幸いはいりません。何とぞ、私どもの三十年来の悲願を御理解いただきまますようお願い申し上げます。

本日は、このように作家の権利を守るための意見を述べる機会をつくっていただきましたこと、御出席のお一人お一人の先生方に厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(南野知恵子君) ありがとうございます。次に、棚野参考人をお願いいたします。棚野参考人。

○参考人(棚野正士君) 社団法人日本芸能実演家団体協議会、略称芸団協の棚野でございます。芸団協は、著作権法に言う実演家、すなわち俳優、演奏家、歌手、舞踊家等の団体、五十九団体を正会員とする社団法人でございます。実演家総数としては六万四千人をカバーしております。

本日、参考人として出席できましたことを本当に光榮に存じております。心から厚く御礼を申し上げます。

実演家を代表して次のとおり意見を申し上げます。

一九九六年十二月に作成されましたWIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約への対応を中心として、著作権法の一部を改正する法律案が本文教・科学委員会審議されますことを実演家の立場から大変うれしく存じております。今国会で改正法が成立することを強く願います。次第であります。とりわけ、録音物による演奏についての経過措置の廃止は著作者にとつて三十年間の悲願でありまして、著作者のパートナーである実演家としても著作権法附則十四条の廃止に積極的賛成いたします。

近年の情報化、デジタル化、ネットワーク化に伴い、実演の利用が急激に発達、多様化しております。著作権法制度の見直しが必要ですが、緊急課題の一つだけ報告申し上げます。それは、視聴覚的実演の保護、映画の著作物あるいは映像に係る実演の保護の課題であります。

著作権法で、実演家は録音権、録画権、放送権、有線放送権、送信可能化権等の権利を与えられておりますけれども、実演家の許諾を得て映画の著作物に録音・録画された実演については、この権利は適用しないと定めております。法律は、実演家に右手で権利を与え、映画の著作物については左手で権利を取り上げるという結果になっております。ただし、テレビ番組の場合は実演家に一定の権利が与えられております。

この問題は、現行法成立のときからの三十年間にわたる課題であります。映画の著作物に係る権利については、一九七〇年に成立した現行著作権法は、伝統的映画の伝統的利用を前提として定められたものでありまして、その後急速に普及したビデオはその前提に含まれておりません。一九七三年、著作権審議会第三小委員会報告書にもそ

のことが書かれております。まして、その後の映像の新しい入れ物でありますLD、DVD、CD、ROM等の開発、インターネットの普及あるいはケーブルテレビ、BS放送、CS放送等、映像の新たな利用手段の発達は当然に前提としておりません。一九六〇年代の実演等の利用手段と九〇年代のそれを比較しますと格段の差があり、法制度の見直しは不可欠であるというふうに考えております。

この問題は、国内法の問題であるだけでなく、国際条約の問題でもあります。日本の著作権法は実演家の権利に関して、一九六一年に作成されたローマ条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をモデルにしております。そして、ローマ条約では、この条約のいかなる規定にもかかわらず、実演家がその実演を映像の固定物または映像及び音の固定物に収録することを承諾したときは、その時以後実演家の権利の規定は適用しないと規定しております。この規定は、WIPO「ローマ条約解説」自体が認めているとおり、伝統的映画の伝統的利用しか想定しておらず、映像の技術的発達、利用手段の拡大に適應していません。

「ローマ条約解説」ではこう述べております。ローマにおける交渉者たちは、疑いなく、過去六十年間存在した映画のことだけを考えた、その後、例えば家庭内で上映するために販売されるビデオのような新しい利用手段が開発された、このように解説しています。

情報・コミュニケーション技術の発展によって生じる課題について適切な解決策をたためるために、ローマ条約にかわる国際規範として、一九九六年十二月に三十五年ぶりにWIPO実演・レコード条約が作成されました。さらにこのことと外交会議の決議を受けて、現在WIPOで視聴覚的実演に関する議定書が検討されております。

以上のように、映画の著作物に係る実演、あるいは視聴覚的実演の保護は国内的にも国際的にも緊急の課題となっております。国内的には、著作

権法の見直しの問題として、文化庁の映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会、映像態で一九九七年以来検討が行われております。また、国際的にはWIPOの常設委員会で検討が進められております。

この問題は、国内的にも国際的にも実演家にとりまして二十世紀に残された最大の課題でありまして、二十一世紀に至るまでにどうしても解決をしないと強く念願する次第であります。

以上のことを踏まえまして、この緊急課題についての実演家の基本的考え方を申し上げたいと思っております。

一、情報のデジタル化、ネットワーク化の急速な発展は実演の利用に重大な影響を与えており、実演家の経済的、人格的権利について、特に映像に係る実演家の権利に關し著作権法の見直しを行うべきであります。それによって、著作権制度が実演家の創造活動を促進することができ、映像文化、映像産業の健全な発展に資する、このように考えます。

二、日々急激に発展、変化する今日の社会的、文化的、技術的状況において、映像に係る実演家の権利について三十年前の著作権法制度を維持するのは新しい時代に対応することはできません。

三、実演は、著作物同様、知的創造行為の所産であり、実演家は単に著作物の伝達者ではなく、創造者、創作者であります。実演家の権利は、著作権そのものとは概念されないものの、権利の内容は著作物の権利と同等であるべきであり、権利のあり方からいえば、実演のすべての利用について実演家の権利が及ぶべきである、このように考えます。

四、この場合、映像に係る実演と音に係る実演を差別することなく、すべての実演が保護の対象となるべきであります。

五、一九九六年十二月の外交会議の決議に基づきWIPO実演・レコード条約議定書が検討されている状況を考えても、国際社会においてリー

ダー的な立場にある日本は、国際規範の作成について積極的役割を果たすとともに、早急に国内法の見直しを行うよう関係者が協力すべきであると考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(南野知恵子君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、各参考人にお断い申し上げます。時間が限られておりますので、御答弁はできるだけ簡潔にお述べいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○馳浩君 自民党の馳浩です。よろしくお断いたします。

まず、齊藤参考人にお断いたします。

今後の日本の著作権法上の課題ということで、技術的な動向、国際的な動向に照らし合わせて緊急性のあるテーマ、これは何なのかということをお断いただきたいと思います。

○参考人(齊藤博君) お断申し上げます。

先生御存じのように、デジタル技術あるいはネットワーク、この領域におきまして大きな発展を見ている現在でございます。そういう中で、今回の改正もござりますが、さらにその次の段階として何が来るかということを考えますと、一つは権利の制限規定の見直し、これが緊急の課題ではないかと個人的には思っております。

これは、例えば私的使用のための複製とか、あるいはそのほかの制限規定、著作権を制限する規

定内での複製等の利用行為、これも、デジタル技術を使いました権利の管理システムというものができましたときには、あるいは通常の利用形態と同じように扱うことができるのではないかと。もちろん金銭の面におきましては従来どおり低いものになるかと思いますが、権利の処理の仕方としては同様なものになるかと思っております。そうしますと、通常の著作物等の利用と、それからこれまで行ってきた権利制限規定内での利用、これは同じ技術で処理ができるのではないかと。

もちろんこれはデジタル対応の場合だけでございますから、アナログ対応の状況というものは依然として残ります。したがって、権利制限規定を見直すにしても、デジタル技術に特化した見直しが必要かと思っております。

長くなると思いますが、項目だけ申し上げますと、さらに権利保護の実効性の確保、エンフォースメント、これも極めて重要かと思っております。

水際措置、これが有体物、複製物の移動でございますが、たまたまはもう空から入ってくる、こういうときに権利の管理あるいは著作物等の保護につきましてどういうシステムが可能なのか、考える必要がございます。

最後に、国際私法、インターネット等を考えますと、著作物等を含む情報が地球規模で行き交うわけでございます。その際に準拠法をどうするかとか、かなり国際私法の面の詰めというものが残っているような気がいたします。

以上でございます。

○馳浩君 先ほど来のお話を伺っておりますと、附則十四条の廃止について齊藤参考人にお断いたしますが、どうしても日本人の著作権という権利に対する考え方が非常に未成熟ではないかというふうに思っておりますが、今後の課題も含めまして、齊藤教授はどのように日本人の中にこの著作権というものの理解を定着させていくべきか、現行どの程度日本人が理解しておるのかなということ、日ごろ思っておりますことをちよつとお

開かせたいかと思ひます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

非常に大きなテーマでございます。附則十四条そのものはかなり特殊なものでございますので、今の御質問は一般的な御質問として受けとめさせていただきます。

御指摘のように、所有権を初めとします有体物に関する権利につきましては、法学教育も充実していますし、一般の意識も高い、モラルも高いのが現状でございます。他方、著作物等の無体物に関する権利につきましては、意識は決して高いものではない、情報につきましてはモラルもやはり低いと、このようにもうほとんど断定してよろしいのではないかと思います。

これは、無体物に関する法学教育もおくられている面がございます。もう一つ、現場の面で考えますと、一本二十万あるいは百万のソフトを瞬時にコピーできる、目の前でコピーできる。これはある意味では、これまでの財産の感じからすると不思議なことなのでございます。しかし、今それが瞬時にできるということ、これはかなりの誘惑でございます。これを法意識の面あるいはモラルの面できちんとガードしていく、こういうことが急務であろうかと思ひます。繰り返しになりますが、法学教育のこの面での充実、それに伴いまして一般の方々への啓蒙とか、こういうことが必要であろうかと存じます。

○馳浩君 森参考人にお伺ひいたします。

お話を伺つておりまして、二点問題点があるのかなと思ひます。

まず一点目は、細部の問題は今後詰めていく、条件つきというふうな言葉がありました。これは具体的にどのような点なのかお聞かせくださいというの一点目です。

二点目として、さりとて、文化庁の仲介もあり、ほぼ理解を深められたと思ひますが、その公平の面ですね、組合に加盟している人としていない人、ということになってくると、みんな組合から脱退していくんじゃないかというふうな心配、あるい

は現在組合に加盟していない方にちゃんとこの法律に基づいてお支払いをしていただけるように加入を求めていくかという、この現場での御苦労というのには森理事長を初め考えていかなきゃいけない点だと思ふですね。その点についてのコメント、この二点をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(森茂雄君) 先生からのお話のとおりだと思います。

私どもの団体でも実はアウトの問題については非常に難しい問題がございます。それだけに、JASRACさんの御対応はどうされるのか。組合に入っているがために、このような問題について、何でもかんでも組合員だからあなた方は協力しなさいと、これでは確かに抜けてしまうような状況でございます。

したがしまして、せんだつてのお話からいたしまして、公平を欠くようなことではないお話し合いを進めてくださるという点を私どもは理解をいたしまして、その点で、今後御協議をさせていただきます中で十分申し上げながらこの問題は解決していきたいと、かように思っております。

○馳浩君 利用者として支払う側と徴収する側で、法律で決まったから払えよ、今まで払ってないのに何だ、こういうふうな平行線になっちゃ困るんですね。やっぱりお互いの常話し合いのもとの理解が必要だと思ひますので、その点は今後、もちろん文化庁にも仲介の労をとっていただきながらも、お互いに理解を深めてやっていただきたきたいというのが我々の一つの考えであります。

遠藤参考人にお伺ひしたいんですが、そんな意味で、実は日本音楽著作権協会の業務の実態というところについて少し詳しくお伺ひしたいと思ひます。

著作権団体と比較した場合にどうなっているか、協会としての運営の実態といったものを少しお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(遠藤実君) JASRACに権利を委託している会員、信託者の数は、約九千五百人の作詞・作曲家と約千七百の音楽出版者を合わせて一万一千二百人となっております。

JASRACが平成十年度に徴収いたしました使用料は九百八十四億八千万円でございます。分配額は九百七十四億二千万円でございます。

また、JASRACを運営するための経費となります管理手数料の額は百三十八億二千万円となっております。JASRACの管理手数料率は平均で一四％程度となっております。これは国際的に見ましても低い方の水準でございます。

○馳浩君 わかりました。

まず冒頭に申し上げたいのは、権利者と、それから利用者から利用料金を徴収する、そういう仲介の立場にありますので、運営については非常に大変な御苦労も多いと思ひますが、公平で公正な運営を今後ともしていくことを望みます。

と同時に、今後の全国環境衛生同業組合中央会との関係というものはやはり常に円滑に、文化庁の方にはかり顔を向いているのではなくて利用者の方々の方にはまず顔を向けて、円滑に事を運ばれるようなお取り計らいというものをお願いしたいと思ひます。

その点について何かコメントをいただきたいと思います。

○参考人(遠藤実君) 全く先生の御指摘のとおり、環境の森理事長とは仲よく兄弟のようにおつき合いをしたいと思っております。そして、お互いが本心に心行くまで話し合つて、納得をした上でしっかりと握手をしてまいりたいと思ひます。

そして、一万数千人の会員のために、少しでも生活が楽になるように頑張りたいと思っております。

○馳浩君 ありがとうございます。

最後に棚野参考人にお伺ひいたしますが、きよ

うは一つの問題提起として御意見をいただいたと思ひます、実演家の著作権の問題というところに關して。

これは将来的な課題とは思ひますが、さてそうなったときに、実演家の映像物に係る権利について、実際に芸団協として円滑な権利の処理というのはしていくことができる体制にあるのかどうか、この辺が大丈夫でしょうかというふうな観点です。

○参考人(棚野正士君) 実演家は一人一人が権利者でありまして、先生の御心配ももっともと思ひます。そして、一つの作品には多数の権利者が関与しておりますので、円滑な利用のためには包括的な権利処理ということが当然に求められるであろうというふうに思ひます。

芸団協では昭和四十六年の著作権法施行以来、包括的な権利処理機構の役割を果たしてまいりました。特に、平成五年には専門機関として、実演家の組織として実演家著作権隣接センターを発足させました。そして、昨年の十二月にはこの隣接センターを関係団体の協力を得まして再構築いたしました。権利者をすべて含めまして、当然俳優も含めまして実演家の包括的な権利行使システムの体制はもう既にできていると思ひます。ですから、いつ法改正がされても受け入れ体制はできているというふうに申し上げたいと思ひます。

○馳浩君 素朴な質問なんです、では、そういう場合には十分に円滑な分配がなされることができるといふことですね。

○参考人(棚野正士君) はい、そのように思ひます。

なお、昭和四十六年から映画の中でもテレビの番組については権利処理を既にしております。そこでは昭和四十六年以降の実績がありますので、私は十分に包括的な権利処理はし得る体制にあるというふうに申し上げたいと思ひます。

○馳浩君 私は、これは要らぬ心配かもしれませんが、例えば映画になったとき、主役、準主役、助演、脇役、果ては通行人までたくさんの方がか

かわつておられるというときにどのように分配されるのかなど。素人考えで申しわけありませんが、そういったことも含めて大丈夫なのかなというふうにお聞きしたんですが、いかがでしょう。

○参考人(棚野正十君) テレビ番組の例で申し上げますと、これは既に昭和四十六年から芸団協で処理しているわけなんですけれども、例えば大河ドラマの場合、多い場合は六百人の出演者がいるんです。この場合は芸団協が包括的に使用料を受け取りまして六百人一人一人に分配しているんです。ただその分配は、俳優の出演料に応じてランク分けしまして、おおよそそのランクで一人一人の使用料を算出している。ですから、その実績はありますので、ノウハウは既にあるというふうには私も思っております。

○馳浩君 こんなことを聞いて失礼なんです、そのランクづけでもめたりすることは無いんですか。

○参考人(棚野正十君) 出演料というのはいわば制作者の企業秘密ですので、私どもの方にはこの出演料は公開されません。ですから、制作会社の方に依頼をしまして、あるいは放送局に依頼して俳優のランクを決めてもらう。これにつきまして今までクレームのあったことはないように思っています。

○馳浩君 ありがとうございます。

○江本孟紀君 民主党の江本でございます。

きょうは各参考人の皆さん本当にありがとうございます。お忙しいところ、我々のために来ていただきまして本当にありがとうございます。

きょうは、この著作権法の改正については我々も法案そのものには賛成の立場で、そういったこととていろいろ御意見を伺って、そしてなお審議をしていくことで皆さんにおいでいただきましした。ただ、私たちも全部わかっているわけじゃありませんので、ちゃんとみんな質問をするかもしれないけれども、よろしく願いたい。

と思います。

私個人で言わせていただければ、齊藤先生とはかわりないと思いますけれども、あの方とは私もちよつとかかわりがあります。というのは、歌の方でいいますと、私は素人ながらちよつと歌がうまいものですから、昔レコードを出させていただいたこともあって、枚数でいうともう三十枚ぐらいあるんです。曲も結構あるんです。もうほとんど店では売っていませんけれども、それで、どなたが作曲したのか、作詞をしたのかというのは余り覚えていないんですけれども、ただ、JASRACの役員の中に、池田充男先生とか、それから友達では中山大三郎さんとかいろいろな方がいて、そのかわりというところでいうと、単なる人のことじゃなくて、私自身もレコードを出したりなんかしたことがあります。

それから、実演家ということになりますと、私も野球をやめた後いろいろなことをやりまして、バンドを組んで歌を歌って全国を回ったこともあるんです。そういうことでいいますと、実演家の方になるのかなど。しかし、人の曲を勝手に使った歌ってましたので、その辺のことがどうなるのかなど、ギャラをもらって歌っていたものですかね。ただ、バンドとかそういう連中には本当に食えない連中が多い、ミュージシャンなんかです。彼らともギャラを分け合って、いろいろなところへ行つたこともありますし、それからいろいろな団体から誘われて行ったこともある。そんなことでかわつていいたんですけれども、ただ、著作権とかそういうことに関しては、一般的に本当に関心が薄いといえますが、我々もそんなに考えていなかったです。

私は本も四十冊ぐらい出していますので、本の方の著作権については多少、もめたりなんだろうなことがあつて関心はあつたんです。そんなことで、今回の件についても、この権利は非常に大事な部分であるということ、実感として自分にもかかわっているということ、きょうは質問したいと思ひます。

とりあえず遠藤先生にお伺いしたいんですが、長年の念願といえますか、いろいろなケースで問題になってはいたんですけれども、附則十四条の廃止ということが今回の法案に盛り込まれたわけですから、遠藤会長は、音楽家、それからそういったこととてすばらしい実績を残しておられますし、特に思いが深いと思うんですが、その点についてお気持ちをもう一つ聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(遠藤実君) 江本先生の幅広い才能を改めて伺うことができたんですが、私、作家自身としてこの附則十四条という言葉は三十三歳のころ聞いているんです。今、六十六歳になりました。この問題は作家の間で消えそうになったりまた火がついたりして、作曲家として考えても、早く上程して皆さんに少しでもこの権利の得を与えてあげたい。

私は、苦勞を自慢するわけじゃありませんが、流しの生活を九年十年やりまして、裏町で鉄線のギターで指から血を流して、これは下だ、これがミだ、これがソだといつて音を掌握して作曲家になつた私ですから、著作権協会から初めて印税をもらつたとき、真つすぐに座れない四畳半の馬の背の中みないところで、そのお金を見て妻と本当に手を取り合つて、はあ、歌にこういう権利があるのか。

江本先生おっしゃつたように、著作権という言葉は大変難しい響きなんです、人に人権があるように、作品にも著作権がある、そういう御理解を賜りたいと思ひます。

私は新潟県の出身ですが、この会長をやつてから著作権、著作権といつも聞いていたものになりました。この問題を解決して早く会長をやめたいというのが本音でございます。そして、あなたのおふろさとはどこですかと聞かれて、今までは新潟県と言つていました。この前、著作権、著作権と言つていましたから、ふろさとはどこですと言われて著作権と言つてしまつたぐらい、こんな

な思ひでございます。

○江本孟紀君 遠藤会長の思ひは本当に、長い歴史の中で十分理解できます。

そこで、それと相反するといひますか、森理事長に少しお聞きしたいと思ひます。

今回のこの附則十四条の廃止によつて新たな使用料の負担ということが生じた業界の代表であられるわけですが、先ほどの中にも、最初はこれは当然反対だと、長い間はついておいて今こゝで何なんだというお話がありましたけれども、最終的に御理解を示されたということ、その理由について先ほど国際問題の件も少しお話しされたけれども、それ以外にも、これに關しての納得したポイントといひますか、そういったものももしございましたらお願いしたいと思ひます。

それから、このことについてもう一度全体的にお願いしたいと思ひます。

○参考人(森茂雄君) 先生の御質問、非常にうれしです。やつと僕の味方があらわれたという感じがいたしました。

遠藤先生の著作権という、御自分の出身県がかわりになつたように、私はすし屋ですから河岸へ行つて毎日魚を見ているんですが、どうもお魚が著作権に見えてしょうがないんです。本当に苦しい思ひをしながらか一緒に出てまいりました。

私は、第一に、国際的な問題だといひ考え方がまずございました。第二番目には、文化庁さんが仲介の勞をとつてくださるということでございます。そして三番目には、何といひましても、遠藤先生は人間の機微に触れられる立派な先生でございます。今後お話をしていく上には必ず先生との間で理解を得られるのではないかと、こう思ひます。そして最後には、日本の将来の問題でございます。将来を考えたときに、私もやはりいつまでもこういうことは言つていられないのではないだろうかという点で、全国の皆さんを納得させるということ、これは容易な問題ではございませんが、先生おっしゃるような料金の問題等出てまいりますから、これについては今後十分に対応させ

ていただきたい。

私は特に思いますのは、音楽の文化的所産といえますが、そういう問題は財産権でございまして、う。そして、これは国民の利用があつて初めて評価されるものだ、こういうふうに出ておられますので、こういう時代に参りましたので、遠藤先生とこれから十分討議を続けていきたい、かように思っております。

ありがとうございます。

○江本孟紀君 次に、齊藤先生にちよつとお聞きしたいと思ひます。本日は事細かくいろんなケースを先生のお考えで聞かせていただきました。いかに私、これは遠藤先生に聞いてもいいかなと思つたんですけれども、時々私も北島三郎さんのゴルフコンペに呼ばれて行くことがあるんですが、そうすると一日じゅう三十六ホールに演歌がずっと流れているんです。例えば、旅館、ホテル、そういう施設の業種が今決められていますけれども、ゴルフ場なんかはどうなるんですか、そういうケースの場合。済みません、齊藤先生によく聞こうと思つたんですけれども、これはどうしても遠藤先生の方に。

○参考人(遠藤実君) それをやつぱり問題になつていて、そういうものもいただくということになつております。

○江本孟紀君 今、一応旅館、ホテル、そういった施設ということになっていきますけれども、業種をもつと明確に、例えばどこそこというふうに出る先何かに表示されるとかということはあるんですか。

○参考人(遠藤実君) 幅広く音楽を使つて営業等々しているところは、大体、環境さんを初めとしたホテル、それからロビーとか空港のレストランとか、そういうところが対象だと思ひます。ゴルフ場でそういう音楽は気持ちよくさせておられますから、それで球が飛ばない人はゴルフが下手な人でございまして、それは音楽に關係はないと思ひますが、ゴルフ場は営業をしているわけですから、そこに音楽が流れているということについて

は、やはりバックグラウンド、ミュージックというふうな対象になるかと思ひます。

○江本孟紀君 その質問はちよつとしづらかつたんですけれども、ゴルフ場でやるとき、北島さんが全部主催なんです。そうすると、主催の人が自分の曲をずっとかけているわけですから、そういう場合もそんなに分けられないのかなというのがちよつとあるんですけれども、その件はいいです。

○参考人(遠藤実君) 北島君のゴルフコンペで北島君自身が御自分の作品をかけているとしたら、御自分が支払つてくれればいいと思ひます。

○江本孟紀君 そうでしょうね。

そこで、齊藤先生にお聞きしますけれども、先生は著作権審議会第一小委員会の主席でいらつしやうと思ひますが、今回の法案は第一小委員会審議をされて国会に上がったということですが、附則十四条の廃止という結論が今回出たわけですが、審議会ではどのようなお話があつて今回こういう形になったのか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

これは一回の審議ではございせん、幾つかの段階を経てございまして、かなり大きな問題でございまして、まず第一段階として、平成四年の第一小委員会におきましては、条件整備を進めまして、それに依つて立法措置を将来検討すべきだ、こういうところにとどめてございまして、第二段階として、平成八年の第一小委員会におきましては、利用者団体の理解を得るための広報活動、それから、附則十四条の廃止に際しまして権利処理のルールをどうやって整備するのか、この辺の検討がまず必要である、こういうことにとどめました。そして、このたびの第一小委員会、昨年のまともになった次第でございまして。

なお、あわせまして、有線放送等の普及によりまして、録音物による演奏そのものが後退しているという現状もあるかと思ひます。したがういして、利益状態に大きな変化はかつてほど生じないのではないか、こういうことでございまして。

○江本孟紀君 次に、もう一度遠藤会長にお伺ひしたいと思ひますけれども、日本音楽著作権協会という協会ですけれども、こういうことによつて事業をされて、権利者というのか、そういう人たちに使用料を配分して、そしてその権利を保護してあげるといふ意味では大変結構なことでありまして、けれども、やはり基本的には音楽文化を振興していく、そういうことも含めて非常に大事なことである、文化的な意味合いからしても非常に大事なことであるということですが。

私は、音楽という一つの範囲からいいますと、日本音楽著作権協会というのはやはり公益法人として、音楽でいえば創作振興、それからいろいろな点にかかわる文化事業なんかに対していろいろな形で取り組んでいかなければいけないのではないかと。これはちよつと借越言ひ方ですけども、そういう意味で、どんなことを考えておられるのかお聞きしたいと思ひます。

○参考人(遠藤実君) 先生から御指摘がございまして、JASRACといひましては公益法人として、ただ使用料をいただくだけでなく、社会のために役立つ事業を行う必要性を痛切に感じております。

そこで、昨年四月に定款を変更いたしました、会員の皆様からいただいた会費などによりまして、著作権思想の普及と音楽文化の振興を目的とした各種事業を実践してるところでございまして、これまでには演奏会とか寄附講座とか音楽療法への助成などの事業を行つてまいりましたが、今後さらに検討を加へまして、一層国民から喜ばれる、そして、JASRACといひますと一千億近い徴収をしている金持ちJASRACといふ全く誤解されたイメージを、そういう文化事業によつて一掃したいと思つております。

この一千億近い徴収料が、入つたものが全部著作権協会のもので、大金持ちだといふようなまだ考えを持っておられる議員の方もおられるわけですが、それは全く違う。それは全部作家に分配をしてしまつて、著作権協会は一銭も、一円も財産を持つていない社団法人でございまして。ですから、今度は定款の改正をしまして会費を導入したりして、その財源でもつて文化事業を大いに促進していきたいと思つております。

○江本孟紀君 ありがとうございます。

○松あきら君 きょうは、参考人の皆様、当委員会にお出ましをいただきまして本当にありがとうございます。

公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も長い間舞台をやつておりました、少なからず関係しているわけですから、これも世界の流れに今まで沿つていかなかった、これは世界の流れに沿うためにも、そして芸術、文化を育てるためにも著作権というものが守られなければいけないというふうには私は思つておられるわけでございます。

森理事長のお話も先ほど伺つておりました、まさに今不景気で世の中がこういう時期です、何でこの時期にという、それは本当にそのとおりであるというふうには思ひます。しかし、中身をこれからしっかりと御検討いただくということ、この大きな流れの中で、国際化、国際的な流れの中でこれは認めていかなければならないという理事長のお考えはすばらしいなというふうには思つたわけでございます。

今、新聞などにもありますように、宇宙からの曲宅配なんというところで、衛星等を使ひまして、カラオケですとかいろいろな曲もどんどん衛星通信で流れてくるような時代になりました。そうなりますと、例えばホテルとかレストランとかいろいろなところでBGMとかに使われるわけでございますけれども、遠藤先生、このBGMの曲といふのを正確に把握するのはとても大変かなんて思ふんです。例えば、だれの作品がどれぐらい使われているかといふことはどのように把握するのかなというふうには思ふわけでございます。それと、その金額は大体お幾らになるのか、まず伺

わせていただきたいと思っています。

○参考人(遠藤実君) 今、通信カラオケ等いろいろ音楽の流れが急速に変わってまいりまして、一枚一枚CDをかけているという時代から、まさに今、有線放送でもってそういう音楽が流れているわけでございます。そして、その有線放送はどこで何をかけたかということがちゃんとわかっておりまして、そういうデータと、それからサンプリング調査をしたりして計算をするわけです。

個別の店ごとのサンプリング調査の組み合わせによって正確な分配を期したいと考えておりますし、有線放送事業者からいただく資料と、カラオケの場合のように、統計学に基づいて選ばれた個別の店ごとのそういった調査でかなり正確な数字が出ます。そして、この改正によりまして一人の作家に対する分配額は、当面は余り多くありません。例えば月額六千円の有線放送代としたらば、著作権協会は恐らくその一%以下、ですから、お店で六千円お払いをするような場合は六十円、一店から六十円の使用料をいただくというような、まさに謙虚な値段ではないかと自画自賛しております。

○松あきら君 六十円ということ、その六十円が高いか安いかわからないのは私もちよつと言えないわけでございます、隣に森理事長さんのお顔を拝見しているわけでございます。

今、資料を拝見しております、遠藤先生が先ほどからおっしゃっておりますけれども、約八七%の方がいわゆる収入が百万円以下の方、著作権料がゼロの方も随分多いという数字が出ておるんです。例えば著作権料ゼロの方で会員の方というのは、前は売れていたけれども、時代で売れていなくてこういうふうになったというふうな、そういうことでしょうか。

○参考人(遠藤実君) 以前、私たちの会員資格というのは、三年間連続で年間三十万円の使用料が入れば正会員として資格を得られるわけです。三年続いて四年目から全くゼロになってしまったという方でも、一回正会員になりますともうずっと

正会員なわけです。

そういうことでもって、ゼロ会員でありながら正会員である方に対して、通信のいろんなものとか連絡とか、それからJASRACで発行しているいろんな本を送ったりしまして、そういった負担も計算をしますと膨大な数字が並んでしまうわけで、そういう点で、これから使用料が減った場合、かなり苦しい状態になるのではないかとこのことを危惧しております。

○松あきら君 先ほど会費を取るようになったというふうにおっしゃっておりますけれども、そういう収入がゼロとか低い方たちからの会費はどのようになっているんでしょうか。

○参考人(遠藤実君) それは、正会員として残りたいですか、残らないで、正会員をやめて信託者だけでも結構ですよという二つの選択肢を提示しまして選んでもらいます。自分はその会費を払いたくないという方は、正会員をやめて一般の信託者として信託をしていただければ、また作品に使用価値が出て使用料が入れば、信託者であっても会員であっても公平に分配はされていきます。

○松あきら君 江本議員もおっしゃっておりますけれども、そういった方たちにもいろいろな資料等をお送りしたり、なかなか苦しいというお話でございましたけれども、やはり創作活動また音楽振興のために、私もぜひこれからも文化的な事業として広げていってほしいという思いでございます。

次に、芸団協の棚野専務理事さんにお伺いしたいと思っております。

先ほど、現在の状況を考えて再考してほしい、実演家の権利を認めてほしいということでございます。ちよつと基本的なところで申しわけないんですけれども、包括的な権利システムができていくというふうには先ほどお答えになっていないと思えます。これは日本ではまだ認められていないんですけれども、例えば諸外国、欧米等ではどういうふうになっているんでしょうか。

○参考人(棚野正士君) ヨーロッパの場合も映像

の権利をきちんと許諾権で認めている国というのは意外に少ないんですけれども、しかし報酬請求権でカバーするとか、つまり、映像についても実演家の権利は、許諾権であるとか報酬請求権であるとか、権利の形は別にしてもきちんと認めている国は非常に多いです。また、経済的な権利だけではなくて、人格権も著作権法の中にきちんと実演家について定めているという国はかなりございます。

ただ、アメリカの場合は別でして、アメリカの場合は著作権的な法制度上の保護はありません。ただし、契約によって実演家の権利、俳優の権利はきちんと守られている、アメリカの場合は契約というシステムで守られている、このように思います。

○松あきら君 今、人格権というのを初めて伺いまして、私も演じていた一人といたしまして、つくづくああそうだな、これはとても大事な観点であるなというふうに思います。

アメリカは、こういう法制度そのものではなくても契約でというお話がありましたけれども、アメリカというのは非常に芸能人に対して手厚いというか、そういうところがございますから、またちよつと日本などとは違うんだというふうに思います。

次に、齊藤先生にお伺いしたいと思います。

先ほど、権利管理情報、電子透かしのこともお話に出てまいりましたけれども、いわゆる電子透かしにつきましては、今後どのように活用され、またそれが著作権保護とどのように関連してくると思われるか伺いたいと思います。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

先ほど例としてお出しになりました空からの音楽配信、こういうことも含めまして、それをターミナルというか端末段階で権利を管理する、こういう仕組みが可能になるかと思えます。

つまり、従来でございますと、どういった曲がどれだけ流されたかということが把握できませんけれども、この権利管理情報を著作物等に埋め込み

ますと、固有のコードが入りますものですから、これを管理システム、あるいは私どもは電子的著作権管理システムと言っておりますが、そういう中で処理をする。そうしますと、だれがどういった曲を複製したとか利用したとか、こういうことがかなり正確に把握できるわけでございます。その前段階として権利管理情報を埋め込むことが必要であるかと、このように思っております。

以上です。

○松あきら君 確かに、先生のおっしゃることはわかります。そういうふうに入っておりますと、一々調べなくても、空から降ってきても、どこからだれかが勝手に流したりしたとしてもそれが把握できるということで、これから大事な点かなというふうに思います。インターネットですが、いろいろな方法で今流れてくるようになりましたので、大事な観点かなというふうに思います。

もう一つ先生にお伺いします。

著作権法の権利侵害に対する手段は、権利が侵害された場合に、民事とかあるいは刑事で今までは事後のに行ってきたわけですが、今回の技術的保護手段というのは、回避専用装置などを規制することによって権利侵害を事前に防止するものであるというふうに思います。

著作権法にとつての意味というのはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

確かにこれは画期的なことかと存じます。著作権法のあり方にとりまして、これは画期的なことかと存じます。

デジタル時代に突入しますと、侵害によって生ずる損害の規模というものが極めて大きなものになります。先生御存じのように、デジタルの特性を考えますと、劣化しない、それから容易に非常に簡単に仕方で送信ができる、インターネットも含めまして送信ができる、こういうことでございますので、一たび侵害がなされますと事後的救済というのはほとんどできない。あるいは、通常の差し止め請求にしましても対応し切れない。そう

いうことで、一歩前に装幀等につきまして規制をしよう、こういうことであろうかと思ひます。
以上でございます。

○松あきら君 私、森理事長さんに、これから業界としてJASRACさんとか文化庁にどのような御意見、御要望があるか伺ひたいという質問をしようと思ひていたんですけれども、それは、それを再度伺つて終わりにしたいと思ひます。

○参考人(森茂雄君) 大変うれしい御質問をいただきました。まず感謝いたします。

先ほどから何度も申し上げましたように、長官と遠藤会長さん、非常に御理解がございまして、十分配慮した上で相談しようと言つてくださったので、その点にすべてをお任せしたいと思つておりますが、先ほど先生の御質問の中で、ごくうれしかったことがございます。

これは、私もとしましては、使用料の問題とか実施の時期、それからこういう問題については十分に煮詰めていただかなくちゃならない。そのための容認だ、私はそう思つてゐるんです。先ほど六十円という話が出ていたが、私も二十円か三十円だと、そういうふうと思つてゐます。それから、十四年という問題は十七年だと、私はそう思つてゐます。これはかなりやりとりがあることだと思ひますが、でも環境業者は今非常に困つてゐるんです。この現状をどうしても理解していただきたい。私は、それをもう一回申し上げるチャンスを得まして感謝いたします。

○松あきら君 ありがとうございます。

○林紀子君 きょうは四人の皆様に来ていただきまして、いろいろ参考になるお話を聞かせていただきましてありがとうございます。

日本共産党の林紀子でございます。

私は、まず遠藤参考人と齊藤参考人にお伺ひしたいんです。同じ問題なんですけれども、実は、この著作権法改正ということになりまして勉強を始めたところ、大変素朴な疑問なんですけれども、

ども、これはどう考えた方がいいのかということがありましたので、そこからお聞きしたいんですが、それは著作権と著作隣接権との関係なんです。

といひますのは、遠藤参考人のすばらしい数々の作詞・作曲があるわけなんですけれども、そういうすばらしい作詞・作曲家がいてこそすばらしい歌ができるというのはいくわかんんですが、すばらしい歌を作詞・作曲されても、それを演奏する人、歌う人、演奏する人がいないと私たちの耳や目には届かない、楽譜を見ただけではそれがばつと頭には浮かんできていけません。そういうことで、私も「北国の春」などは大変好きな歌なんですけれども、千昌夫さんがいたからこそ私たちの耳に届いてくるということがあると思ひます。そういうことでは、まさに著作権と実演者の著作隣接権、それはもう本当に一体不可分じゃないかというふうに思ひます。しかし、今現在のこの法律の中では、保護される権利という意味では、著作権と著作隣接権というのは大分開きがある、差があるんじゃないかというふうに思ひます。

そういう中で、全くびつたり同じでいいのかどうかというのはわからないんですけれども、両者の権利というのは限りなく同等に保護をしていくという方向に向かつていっていいんじゃないかなという本当に素朴な疑問なんです、持ちましたので、まず、著作権である遠藤参考人と、それから研究者である齊藤参考人にそれぞれお聞きさせていただけたらと思ひます。

○参考人(遠藤美君) 先生の御指摘する、つくる方、そして演奏する方、それは一体でありたいという気持ちもあります。しかし、作品がまずなければ全く歌い手はゼロでございます。ですから、やはり作品が重視をされ、それを歌った歌い手がその次に来る、これが私は、欲張りではなくて、正しい考え方ではないかと。何もないとところから創作する、そしてそれによって、自分に合った楽曲を歌い手さんがもたらせて、びつたりしたから大ヒットするわけです。

いずれにしても、同じ権利者として双方とも厚く保護していただければ一番ありがたいと思ひますし、近い将来はそういうことになっていくと思ひます。どっちがこっちがというふうな仲間げんかをしてもしようがありません。ただ、私たち作曲家から言へば、全く何もないとところから身を削るような思いをしてつくるわけです。そういうオリジナリティーに対しての対価は、やっぱり作者の方がというふうな、欲張つてゐるんじゃないかと言われれば、私はそうですかと言ひますけれども、素直な気持ちで言うところのことですが、いずれにしても、同じ権利者として双方とも厚く保護して、日本にいい歌がもつと生まれる、そして世界じゅうにいい歌がたくさん生まれることが平和のあかしだと思ひます。

そういうことでもつて、さっきの松先生からもいろいろな質問がありました。会長職というのは実務をしておりませんが、会長の職というのは、お答えしきれませんが、先生がおっしゃるようにな、同じ権利者同士でもつと話し合つて、同等になるようにならばいいなという願ひだけここで述べさせていただきます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。ただいまの御質問は、学術的なテーマでありまして同時に、国際政治が絡んだ相当生臭いテーマでございます。

ざつと申し上げますと、著作物なり著作権でございますが、この著作権の客体であります著作物は、表現の成果物とまず御認識いただいてよろしいかと思ひます。表現された物でございます。

これに對しまして、隣接権の客体と申しますのは行為の方でございます。ただいまもお話ございました著作物その他の情報を伝達する行為、実演もそうです。レコードの製作あるいは放送、有線放送も同様でございます。したがって、事業者とか実演家、その行為に重点を置いてございまして、したがって、保護の対象が違ふということとまず分けてよろしいんじゃないかと思ひます。

そうしますと、保護について上下の関係というものはないわけで、保護期間をそろえるという、数字のそろえ方は可能でございますけれども、そもそも保護の客体が違ふというようにまず考えております。

しかし、もう一つの国際政治が絡んだ問題ということになりまして、これは国際著作権界には大別しまして二つの法律主張がございまして。一つは英米法系の主張、アメリカ、イギリス等の主張でございます。それからもう一つはヨーロッパ大陸法系の主張、我が国もその中に属してございまして、こういう考え方がございまして。

大陸法系の諸国は、隣接権につきまして極めて重視をしまして、ローマ条約、隣接権条約でございますが、そういうものにも積極的に加入してきてたわけでございまして。しかし、アメリカはその種の条約には入らうとしないわけでございまして。どうしてかと申しますと、同国におきましてはレコードも著作権の客体と割り切るわけです。製作物でございます。これも著作物の中で考えるわけでございまして。隣接権という特別な概念を必要としないわけでございまして。ここに大きな違いがございまして、今日におきましては国際会議等においてその辺の考えのずれというのは常に出てきております。

以上であります。

○林紀子君 次に、森参考人にお伺ひしたいんですが、

先ほど、今回の附則十四条の廃止やむを得ず、条件つきでというふうなお話で、これから話し合ひを煮詰めていくということだったわけですが、でも、その中で、守れる法律をつくつてほしいというお話がありまして、私も方々の飲食店の方とか利用者の方のお話を聞きますと、今大変な不況の中で、本当に今どうしてというお話を必ず聞くわけです。

その中で、守れる法律ということで、この金額なら全員賛成だという線というお話がありまして、今回の改正にかかわつては二十円とかいうお

話が具体的にでておりましたけれども、今までの利用者の金額、それもなかなか大変じゃないかというお話も出ております。

具体的に幾ら幾らという生の数字は言いにくいかもしれませんが、考え方の方の基準みたいなものというのが何かありますでしょうか。

○参考人(森茂雄) ありがたい御質問をまたちようだいいたしました。

これはやはりお話し合いの問題でございまして、ここで申し上げるべきではないと私は思っておりますが、それでも、仮にこの問題が通りまして、そして広く多くの方々がこの費用を納めるようになりましますと、当然安くなるべきではないか、私はこういうふうに思います。

例えば、先ほどの先生のお話の六十円が、二十円が妥当かどうか分かりません。しかし、それと同じような考え方を持っていきまさんと、私もは平等という考え方を常に思っております。アウトの方々の問題もございまして、まじめな会員が泣かされるのは嫌です、かえってそういうふうにして上げて、できるだけ文化庁さん、そして先生との調和をとっていただいた上で料金問題は決定をさせていただきたい、期間の問題についてもお話をさせていただきたい、かように思っております。

ありがとうございます。

○林紀子君 それでは、次に棚野参考人にお伺いしたいんです。

今回の改正案では映像実演家の隣接権の保護というの見送られたわけですが、もしこれが改正されて隣接権が保護されるということになったら、この権利というのは、先ほど来お話がありましたけれども、許諾権とか報酬請求権とか人格権とかというものを挙げていらっしゃるけれども、この権利の行使ということについては具体的に行おうというふうに行おうと思っております。この権利の行使というふうに行おうと思っております。

○参考人(棚野正士君) まず、基本的な法制度の

見直しの実演家側の姿勢の問題なんですけれども、文化庁の映像懇談会で昨年ですか、一つの具体的な提案を申し上げたんです。単に原則的なことを申し上げているだけではなくて、具体的な提案を申し上げたんです。それは、要旨としてはこういうことなんです。

三項目ございまして、一番は、映像の複製、頒布、貸与、公衆送信等実演の利用については、実演家には許諾権を規定する。ただし、映像制作者に強い反対があるのであれば、実演家がその実演の映像の制作に寄与することを約束したときは、反対または特別の契約がない限り映像の利用について反対することができないと規定することもやむを得ないと。ただ、この場合、視聴覚固定物の制作者あるいはその利用者は、実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。その実演家の実演家の権利行使の方法としては、団体による包括的な権利行使システムが必要である。三番は、実演家の人格権を規定することでありま

す。

なお、先ほど申し上げましたように、芸団協は関係団体の協力を得まして実演家著作隣接権センターを設置しております。包括的な権利行使の体制は既にでき上がっているというふうに私は思っております。

以上でございます。

○林紀子君 ですから、今のお話ですと、映画の場合はビデオ化されて次々とテレビに流されても全然保護の対象になっていないけれども、そういうことが実現した場合には、やみくもにそれを使つてはならないよということと言われないという、そういう話ですね。

○参考人(棚野正士君) 実演家の立場は、映像の制作者あるいはその映像の利用者と決して対立する関係じゃなくて協調関係にあるだろうと思えます。パートナーだと思えます。ですから、実演家にとりましては映像文化あるいは映像産業の進展ということが非常に重要でありますから、映像作品自体の円滑な利用というのはまず考えられるべきであらう。

きであらう。

そういうことからいいますと、やみくもに実演家が権利を振りかざす、権利というのはある意味では刃物ですから、非常に危ないですから、やみくもに一人一人が振り回すということはいたしません、できない、こういう仕組みをぜひつくる。

そのためには、一人一人が刃物を振り回すのではなくて、実演家著作隣接権センターという一つの機構によって包括的に処理をする、このように考えております。

○林紀子君 実演家の皆さんの今の生活の状況、先ほど利用者の方のお話を伺ったんですけれども、その実演家の皆さんも今生活的には大変だ、所得の部分では大変だということ、芸団協が九七年に「芸能白書」というのを出版しているのを私も見せていただいたんですけれども、年間所得というのが普通は、サラリーマンでしたら年収五百万、六百万ぐらいのところ、人数からいって山型のカーブになるけれども、実演者の方たちの表というのは限りなく年収百万とか二百万のところ、高い山になって、だんだん高額になるに従って低くなっていく、人数は少なくなっていくという表を見せていただいたんですが、その実演者の方たちの実態といえますか、そういうものはどういうものなのかというのを聞かせていただけたらと思います。

○参考人(棚野正士君) 私どもでは五年に一度、芸能実演家の活動と生活実態調査をやっております。九四年の資料によりますと、現代演劇にかかわる俳優たちの生活実態なんですから、収入を見た場合に、現代演劇にかかわる俳優たち、平均四十一・五歳、平均年収は三百七十八万円なんです。ただし、二百以下が四三%を占めておる、こういう状況でございます。ですから、実演家というのは非常に厳しい状態にあるというように言えるかと思えます。

それで、法制度が整備されることで経済効果がどうなるのかということがあるかもしれません。ただ、実演家にとりましては、法整備というのは必ずしもお金の問題ではないように私は常々思っております。といいますのは、実演といえますのは全人格が投影された実演家の唯一の財産でありまして、問題は、それがルールなしに実演家の意思の全く届かないところで使われる、ここに問題があるのではないかと。

そういう意味でいいますと、ルールができ、秩序が形成されて、わずかでもお金が俳優たちに入ってくるようになりますと、そのことは単にお金の問題ではなくて、俳優、実演家に払われる敬意の問題であるというふうに思っています。そしてそのことが、俳優たち、実演家たちの生活あるいは仕事を支えていくのではないかと、このように日ごろ思います。そういう意味で、法制度の整備は非常に重要であるというふうに思います。

○林紀子君 では、最後にお伺いしたいんですけれども、今、一人一人の実演家のお話を聞きましたけれども、日本全体を見渡して今度は大きな話で文化振興という面から考えましたら、国に対する予算の問題とか税制の問題とかいろいろお考えがあるかと思うんですが、文化振興という面であらうということを国の方に御要望があるかということも最後に伺わせていただきたいと思います。

○参考人(棚野正士君) 実は、著作権の問題もさることながら、そのことこそ芸能実演家にとつて最大の問題であるように思っています。

昨年、文化庁が「文化振興マスタープラン 文化立国の実現に向けて」という非常にいい報告書を出しまして、私、愛読しているんですけれども、その中でこう書いてあります。「心豊かな活力ある社会を形成していくためには、科学技術と文化いずれも振興する必要があります。科学技術と文化の実現とともに、文化立国の実現が不可欠である。」というふうに述べております。そしてまた、この報告書の中で、文化に対する投資、支出は経済を活性化させるものであり、文化の振興はそれ自体に大きな意義を有している。そればかりではなくて、より高次の経済社会への転換を促し経済改革に資すると。要するに、文化は経済を活性化す

る、活性化につながるという視点を述べておりまして、そのことに非常に私も注目するわけなんです。

そして、芸術協として二つのことをぜひお願いをしたい。

一つは財政問題であります。文化庁の資料を見ますと、文化庁予算は平成十年度、八百十八億なんです。これは国の一般会計の予算総額に比べて、全体の一般会計予算総額の〇・一％なんです。私どもの立場でいいますと、文化庁予算を少なくとも国の一般会計予算の〇・二％ぐらいにぜひしていただきたい。

それともう一つは、芸術・文化団体の経済基盤強化のために税制改正をぜひ御検討いただけないか。この二つのこと、財政問題と税制の見直し、この問題を常に考えております。

以上でございます。

○林紀子君 ありがとうございます。

○日下部博代子君 きょうは、お四方から、現場からの非常に率直な御意見を承ることができまして、本当にありがとうございます。

それでは、まず最初に齊藤先生にお伺いいたしますけれども、我々が今議題にしております法案といえますのは、一九九六年のWIPO著作権条約の批准に向けての国内の法整備、法制度の改善ということが一番の大きな目的でございます。ところで、外国におけるこの条約の批准に向けてのさまざまな法整備というのはなされていると思

いますが、その辺の状況について、まず一点お伺いしたいというふうに思います。

それからもう一点は、今現在、国際的な課題というのはいくつかあるのか。この二点について、まず齊藤先生にお伺いしたいと存じます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

この新条約への加入といえましょうか、その準備は先進国におきましては鋭意進められているところでございます。現在のところ、既に加入を果たした国というものは数は少のうございまして、しかし、先進国、もう少し詳しく申し上げますと、

アメリカにおきましては昨年立法措置を終えまして、いつでも加入できる状況、準備は完了していると考えてよろしいかと思っております。

今度ヨーロッパでございますが、これは御存じのように、まずディレクティブをつくりまして、それを今度は国内法におろしていく、こういう仕組みに変わりましたものから、ただいまの段階、ディレクティブの案づくり、これに若干手間取つてございますが、これも終えましてならば、EU加盟国それぞれが国内法を具体的に整備する、こういうことで、その時間はかからないのではないかと、このように思っております。

それから次に、国際著作権界での課題という御質問でございますが、当面の問題でございます。既に御話も出たかと存じますが、放送事業者の保護、これまで実演家、レコード製作者までは終えましたが、今度は放送事業者が残つてございますので、そういうものをさらに別途条約をつくるかどうか、こういうことが急務の検討課題かと存じます。

それから、映像の保護の問題がございまして、もう少し進めますと、先ほどもお話し申し上げましたように国際私法絡みの問題でございます。準拠法の扱い、このあたりにつきまして著作権法と国際私法の面、この突き合わせといえましょうか、これを行う必要があるかと存じます。

以上であります。

○日下部博代子君 次に、遠藤会長にお伺いしたいと思っております。

会長は、日本音楽著作権協会会長でいらつしやいます。今、齊藤先生からも、国際的にもさまざまな著作権に関する課題があるということをお伺いしたわけでございますが、現行の著作権制度について、この点はどうしても改善すべきだなというふうにお感じになっている点がございます。まずそれをお伺いしたいと思っております。

○参考人(遠藤実君) これからはデジタル化、ネットワーク化の急速な進展に素早く対応するこ

とが大切になると思っております。この点では我が国の対応は国際的に見て大変進んでおりまして、今回の改正においても権利管理情報の改定の規制などが盛り込まれていることは大変ありがたいと思っております。

もう一つは著作権の保護期間の問題でございます。

我が国の著作権の保護期間は著作者の生存期間と死後五十年を経過するまでとなっておりますが、これをさらに延長していただきたいという声

が私たちの方にも相当あります。

世界の流れとなつておりまして、ヨーロッパでは既にドイツやフランスなどが死後七十年の保護期間となつております。また、昨年はアメリカにおきましては著作権の保護期間を七十年に延長する法律が成立をいたしました。

ですから、ぜひ死後の保護期間を長くしていただきたいということがお願いでございます。

○日下部博代子君 非常に具体的なお話になりましたが、コピープロテクトの解除をする装置などについての製造とか販売の禁止ということが今度の法改正でできるように、違反者に対して懲罰ができるようになるわけなんです。最近の新聞を見ますと、一つ非常に新しい、MP3というのです。これでインターネットで非常に簡単にいわゆる海賊版ができるということが報道されております。

こういうふうな想像もできないようなさまざまな技術の発達というのは、いい面と、それからこういう著作権なんかの侵害をもたらすという大きな課題も含んでいるわけでございます。例えばこのMP3について、これは警察庁が動き始めたようでございますが、著作権協会の方としてはどのような対応を考えていらつしやいますか。

○参考人(遠藤実君) 現在のデジタル化、ネットワーク化の技術の進歩は、まさに先生おっしゃるとおり目を見はるようなものがございます。このような技術は、社会を豊かにするすばらしいものであると同時に、一つ間違えま

す。マスコミなどで盛んに今取り上げられておりますが、インターネットでだれもがCDとほとんど変わらないすばらしい音質で音楽配信が行えるという状況になつておりまして、MP3という音楽の音を圧縮する機器があるわけです。ですから、どれだけ作家が情熱を傾けてつくった作品でも、あつという間に世界じゅうに無料ではまかれてしまつということが実際に起こつておるのです。大変な危機感を持っております。

以前は、こういったものをCDに入れようと思つたんです。アメリカの音楽であれば何カ月もかかって大変だから、だれもコピーはしなかった。それが半年になり、三カ月になり、一カ月になり、今は数秒です。数秒で既にCDの録音をされてしまふというふうな恐ろしいMP3であります。

今回の法改正におきましても、権利管理情報の改定の規制を織り込むなど、この面での法整備を進めていただいているところでございますが、インターネットの世界では国境がありませんので、そして空にも無数の音楽が飛び交っています。形のないものです。

今後は、これまで以上に国際間で協調して、これにどう対処していくかということが大きな問題だと思っております。

○日下部博代子君 それと、もう一つ遠藤先生にお伺いしたいのですが、私はヨーロッパにかなり長いこと住んでおりまして、また日本に帰つて、あるいは行つたり来たりしております。日本といふのは至るところで、音楽らしきものと言つていいのでしょうか、音楽というよりはむしろ音があふれてしまつていて、音楽という感じがするんです。だから、確かに音楽が流れている、しかしながらそれはやはり音楽というよりは騒音になつてしまつていて、音楽という感じがしない、と感じるのでございますが、この辺の現象と著作権についての我々日本人の感覚というものの何

か関連性というのがあると思いでしょうか。音楽家としていかがでしょうか。

○参考人(遠藤実君) 若い方の好む音楽が、私どもの年配になりますと、大変強いビートは感じませんが、先ほど先生がおっしゃったように、ともすると騒音に、これはここだけの話にしてはいいんですが、著作権協会の会長としては言ってはいけないことを言ってしまったという感じでございますが、そういうふうに関心してきてなりません。

ヨーロッパの方は、私は余り外国を旅しません、確かにきれいなメロディーが時々流れているというふうな状態です。それは本当に町を豊かにしたり、人の心を和ませたりします。

でも、今先生がおっしゃる騒音にむしろ近いというか、人間がつくった音楽でなくて、まさにロボットがつくったというような、情緒というものが本当に感じられないんですね。でも、一つの作品として登録をされれば、そこには著作権が発生します。また、そういう音楽が我々の心が和むというふうな音を超えて今売れているという状態に、非常に反省をしたり、私が古くなったのかと後悔をしてみたり、勉強が足りないなと思ったりしております。

やはり日本人のよさというのは、音楽が終わった後、それからショウが終わった後、その余韻に酔いしれて、余韻に感動を持って、そしてまた人との別れも、後ろ姿を見てもう一回あの人と会いたいというふうな、そういう余韻のあるすばらしい音楽をつくっていききたいとお心を燃やしている者でございます。

○日下部権代子君 ぜひともし余韻を楽しませていただけるように、受ける側もそういう環境、そして心持ちにならなきゃいけないなとつくづく思いました。私どもこの仕事をしておりまして、そういうゆとりがございませんので、大反省を今したところでございます。

○参考人(遠藤実君) 余韻の遠藤というくらいでございますから。

○日下部権代子君 ところで、森理事長にお伺いしたいのですが、今回、附則の十四条とこの条が廃止されますと、具体的にどのようなところでどのような形での影響をお受けになるのございましょうか。

○参考人(森茂雄君) 私どもは、とにかくこの問題につきましては非常に不勉強でもございましたし、いきなり出てきた問題でございましたから随分悩みました。実際に行きますと、放送権とか伝達権とか何権だとかさっぱりわからなかったです。ですから、一般の私どもの会員の方々がこれならいいよと納得していただくには、私どもはこれから文化庁さん、そして先生を交えてお話をする中でしかお答えができません。

特に考えられますのは、私どもには全国環境中央会という全国の理事長の集まる会がございます。それから、それに關しまして業態問題研究会というのを持っております。この中で十分に討議をした上でお答えを出しながら、結局は料金の問題でございます。そしてその時期の問題でございますから、その点ははっきりお答えをいたさながら、皆様が納得した上で了解をしていきたい、かように思っております。

先ほど申し上げたように、日本の将来のためには、これはどうしても私も黙認せざるを得ないという点は変わっております。

○日下部権代子君 先ほどのお話の中で、ことしの二月二十六日に初めて文化庁からお話があったとおっしゃいましたね。それまでは何もこの問題については御検討の機会が与えられなかったのございましょうか。これでは余りにも時間が過ぎると私も思います。

○参考人(森茂雄君) 本場でございます。何うところによりまして、著作権審議会、それから利用者団体との十分な話し合いをというふうに行われているのだそうでございますが、その説明が二月十九日だったんです。そして、私は二月二十六日に遠藤先生に初めてお会いしたんです。

よく考えてみますと、私どもの今までの担当の方から聞きますと、カラオケの問題につきまして二月に一度程度のJASRACさんとお話し合いがあったそうです。しかしながら、この問題については一切触れられなかった。非常に汚いと言つて怒った長がおります。これはお名前を言えませんが、そういうことでございまして、遠藤先生はその席で私とともに御自分の配下の方にも、お前たちは注意をしないというところをおっしゃっていただいたので私は下がりました。そういう現状がございました。

○日下部権代子君 やはりそれは本間に期間を必要とされるのだというふうな、今のお話を承りましてそう思いました。

次に、映画の件につきまして少し承りたいと思います。特に、映画の著作者の一人である映画監督でございますが、日本の著作権法では、今もお話がございますけれども、映画監督が映画製作者に対して製作に参加することを約束しているときというのは、それはもう著作権というものが映画製作者に帰属するというふうな規定されているようにございます。

そこで、齊藤先生にお伺いしたいんですが、これは著作権法の二十九条あるいは九十一条、九十二条でございますが、関係する条文は、それで、この法律でこういう取り扱いになっている背景というのは一体どういうところにございましたか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。これは非常に長い沿革がございます。しかし、時間が限られておりますのでかいつまんで申し上げます。

先生御存じのように、映画の製作に關与する者は非常に多々ございます。著作権だけを取り上げても、総監督以下多くの者が關与しています。他面、映画の製作には多額の資本を投下しなければいけない。したがって、映画の利用面も確保するという面がございますので、国際

著作権界におきましても、著作権をどういう形で集中させることができるか、さまざまな試みが行われてきたところでございます。

ベルヌ条約レベルでも、一九四八年のブラッセル改正条約の段階までは映画が独立の著作物であるということが認められていますが、その著作者はだれなのか、あるいは権利がだれに帰属するのかというところにつきましてはなお議論の余地が残っていたわけでございます。

一九六三年のジュネーブの専門家委員会におきまして今度はイギリスが、制作者を著作者として扱うことができるのではないかと、こういうかなり大胆な提言をするわけでございます。これは先ほども申し上げましたように、英米法系諸国と大陸法系諸国、この辺の法律主張が違いますものから、今の提言につきまして大方の賛同は得られなかったわけですね。

そういうときに出てきた案としましては、製作者に著作権を集中する方式、これにつきましては異論がないところでございますけれども、製作者への著作権の譲渡を推定する方式、これが一つあります。それから、製作者に著作権を法定譲渡する方式、我が国の二十九条はそういう方式でございます。さらには、著作者は反対または特別の約定がない限り映画の利用を禁止することができないという、こういう種類の比較的マイルドな方式、こういうことが提言されていたわけでございます。

そして、最終的に一九六七年のストックホルムの外交会議におきましては、著作権の保有者を定めることについては国内法に留保する旨の案が採択されてしまいました。そうしますと、どういう仕組みを採用するのか、これは国内法が決められるというところで、我が国は先ほど申し上げましたように二十九条、法定譲渡の道を選んだ次第でございます。

以上でございます。○日下部権代子君 最後に棚野さんにお伺いしたんですが、今の御説明のような経過背景があっ

たようでございますが、映画の場合、いわゆるワンチャンス主義というんですか、それが日本で作られていることが映画の第二次利用なんかにかかわってくるわけでございまして、私自身もこのお話をたびたびあちらこちらで伺っております。

したがって、今さまざまな御努力をなさっているお話を伺ってございすけれども、今、国内外でどのような形で取り組まれているのかというの、一つはこの審議会がございすね、今まだ文化庁の中にございす。それがございす、それが以外に具体的に一つ二つお挙げただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(棚野正士君) この問題はもう三十年以上の俳優たちのまさに悲願でございまして、現行法ができたときから俳優たちがこの問題に取り組み、多くの方が亡くなっている。それで、問題はやはり法制度の見直しということでありまして、そういう意味では、政府に対し、国会に対し、あるいは政府の諸機関である著作権審議会等に対して理解を求めていく、こういうことを続けております。

ただ、国際的にも連携しませんが、これは国際的な問題でもありますので、国際俳優連合、FIMAという組織があります。あるいは国際音楽家連盟、FIMという組織があります。こういったところと一緒に連携しながら運動している。なおかつ、法制度の見直しだけではなくて、一つはワンチャンス主義ということも言われておりまして、契約システムの見直しということが非常に大事ですので、契約問題についても取り組んでいく、こういう状況でございす。

○日下部博代子君 ありがとうございます。
○属千景君 四人の参考人におかれましては、本当に貴重なお時間を当院の審議のためにお運びいただき、御礼申し上げます。私が最後の質問になります。

同僚議員からいろいろ御質問ございましたけれども、きょう私は改めてこの著作権法の一部改正というところに取り組んだわけですけれども、

この法案が国会に出てまいりますまでも、きょう、森理事長が片方のJASRACはもう側という、利益関係が明快に片方ともう側というこの調整のために、私は本来もつと早く国会にこの法案が出てくるべきだったと思います。

しかも、これは参議院先議の法案でございすから、今国会の会期末を考えますればもつと早くと思っておりますけれども、担当の文化庁としては、なるべく両者の御意見を聴取して、お互いが理解し合った上でこの法案を出したいということとで今日までおくれたのであらうと理解しております。御両者の話し合いを待ったということとで今日になったということをお頭の置いております。

今お話を伺っております、一番日本が著作権に關しては後進国であると言わざるを得ない状況であるというの、森理事長に御認識賜って、御自分たちの仕事の順調な発展のためにも、これと仲よくしていくことが売り上げの倍増にもなる、雰囲気よくお客様もたくさん買ってくたさる、この不況を乗り切るためにはぜひこれは必要なことなんだということを、会員の皆さん方とぜひ話し合っていたきたい。

先ほどからお伺いしております、JASRACの遠藤会長とも仲よく手をつないでいきたいということをお聞きしたので、私はもうそれを伺っただけでも当委員会に御参考人として来ていただいたかと思っております。御参考人として来ていただければ、森理事長のお考えと方針をお伺いしたいと思っております。

○参考人(森茂雄君) ありがとうございます。
もう何度も申し上げましたが、やはり余りにも唐突に出された問題であつただけに、私は十分理解ができませんでした。遠藤先生とお会いいたしました、非常に遠藤先生のお人柄に触れましたから私はこうは申し上げておりますが、本来でございしたら、この問題に対しては絶対反対ですとあくまでも言い切るのが私どもの業界の代表だと思っております。

と思っております。

しかし、今先生がおっしゃられたように、日本の将来という問題を考え、日本が一番おくらなければならないことは私どももともに認識しなくてはならないというの、文化庁長官から十分お伺いいたしました。その上で、私はそういう意味で黙認せざるを得ない、こういう形でありまして。

○属千景君 森理事長のお話もうわかりますけれども、JASRACさん著作権のセンターもおつくりになって御勉強になり、あるいは芸団協さん御存じのとおり隣接権センターもおつくりになって、おの団体というものは自分たちの職業の将来に關して勉強していらつしやいますので、社団法人でいらつしやる限りは、自分たちの営業の権利等々も含めて、文化庁が言ってきたのが遅いというの、私も遅いということに改めて委員会では言いたくありません。やっぱ団体として勉強しなから、今の社会に自分たちはいかに位置するべきかというのを御自身で研究なさるということも、私は一つ抜けていたのではないかなと言わざるを得ないと思っております。

それから皆さん方の業界の発展のためにも、今後は時代におくれなように社団法人として研究していただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

齊藤先生、いろいろ審議会等々で御審議いたしてお世話になっておりますけれども、今、森理事長のおっしゃる通りに、私も冒頭に申しましたように、著作権というものが日本に行われて本当に後追いで来たものですから、先ほど同僚議員からもありましたが、国民一人一人の著作権に対する認識というものが大変低いと言わざるを得ない。

その中で、先ほど料金の話がいろいろ出ましたけれども、今回のこの十四条の撤廃ということに關しては、三十年来の悲願であつたからということとでは私はいいと思うんですが、金額が出てしまったのであえて言いますけれども、世界レベル、今いろいろ加盟国の話が出ましたけれども、この加

盟国の大体の平均からいまして、WTOの百三十四カ国加盟、あるいは隣接権問題の百四十五カ国加盟ということから比しまして、世界的なレベルで著作権の今の徴収料というのは、各国段差があるかと思っておりますけれども、果たしてどの程度であるかお教えいただきたいと思っております。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

著作物利用の形態によつてこれはまちまちかと存じます。したがって一律には申し上げることができませんが、その利用の量は非常に多うございすから総額は多い、しかし単価はそう高いものではない、このように認識しております。

○属千景君 単価は高くないというのは、今、森理事長からなるべく二十円ぐらいにしてほしいとか、あるいは遠藤会長の方から六十円ぐらいではないかということの、国際レベルの相場というものはお考えになりますでしょうか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。
附則十四条絡みでございすとかかなりホットなものでございすので、私が勝手な数字をお出ししてもまた混乱を招くかと存じます。

しかし、原則的なことを申し上げますと、演奏権の制限につきましては、我が国は不自然な形で二本立ての制限規定を設けていたわけです。これははっきり確認しておかなければいけない。

一つは、附則十四条という暫定的な経過措置がついていす。それからもう一つは、正規の制限規定がございす。営利を目的としない演奏につきましては自由に行うことができると三十八条に書いてございす。

したがって、変則的な制限の方は外し、本来の演奏権の行使が可能であるということであれば、やはりそれなりの対価というものは、場面にもよりますけれども、請求することは可能であらうかと、このように思うわけであります。

○属千景君 遠藤参考人としては、三十年来の念願がかなって、きょうは大変明るい気持ちで御出席いただけたと思っております。ですから後で申し上げます。

ただ、芸団協、芸能実演家団体協議会という舌をかみそうなあれですから芸団協と略させていただきますけれども、芸団協の棚野さんのお話で、先ほども話に出ておりましたいわゆる実演家の隣接権問題ということに関して、今回もこの条約の中には組み込まれておりません。

しかも、私も女優の端くれをしておりまして、二十五年間女優をしまして、映画にも出ました、舞台にも出ました、テレビにも出ました。先日この委員会の理事会で、ゆうべ夜中の映画であなを見たと言われましたけれども、私には上映通知もありませんし、一銭も入りません。入っていれば皆さんにおコーヒーぐらいおくれたんですけれども。

そのようなことで、いわゆる実演家というものに対しての権利の保護というのがまだ抜けているわけですから、それに対して隣接権センターを設置して棚野参考人の芸団協では研究なさっておりましても、現在、どのくらいの回数で、どのような結果が出ているのかわかれば簡単に聞きまして、細部の資料であれば委員に後日お配りいただきたいと思っておりますけれども、お願いしたい。

○参考人(棚野正士君) 実演家著作隣接権センターを昨年再構築しまして、しかも関係団体の協力を得て再構築したんです。それで、関係団体といえますのは、現在の芸団協の正会員団体、五十九団体六万四千人以外の関係団体、具体的名前を申し上げると、日本音楽事業者協会あるいは音楽制作者連盟、事業者あるいは制作者といった実演家のパートナーたちの協力も得て隣接権センターを再構築したということをお願いしたいと思います。

そういう意味では、従来は社団法人芸団協内の隣接権センターでありましたが、今後はいわば、法人芸団協の中にもありますけれども、日本の隣接権センター、しかも内容的には世界最強のものにしたい。隣接権処理、実演家の権利処理もヨーロッパにおいてもまだまだ発展途上でございます。

まして、隣接権処理のシステムを日本としてはむしろ発信したい、輸出したいというぐらゐの意気込みであります。そういう意味では、芸団協における著作隣接権センターはそういった方向を目指すということで委員がみな努力しております。

そして、権利者の数でいいますと、日本の実演家の権利を所有する人たちの相当部分は既に私どもはカバーしているというふうに申し上げていかと思います。

ただ、隣接権センターが初めてできたというのではなくて、むしろこの種の業務は、昭和四十六年、現行法施行以来、芸団協がある部分では、例えばレコードの二次使用料とか貸しレコードの問題とか、文化庁の指定団体としての業務を行っておりますので、そういった実績に立つてつくり上げたということでございます。

○藤千景君 遠藤先生にも伺いたいんですが、先ほどから九千五百人、要するに千七百人を合わせて一万一千二百人というお話がございましたけれども、日本の音楽家の中にJASRACに所属しない人はいるんですか、いないんですか。いらつしやるとすれば推定どれくらいいるのか。おわかりになりますでしょうか。

○参考人(遠藤実君) JASRACに加盟をしていないくても、JASRACに所属をしたりしている出版者に所属をしている、その出版者がJASRACに入っているということ、ほとんど入っていると言っても過言ではないと思えます。

○藤千景君 同じことを森理事長に伺いたいんですが、今、森理事長が理事長として御出席いただきましたお立場の全国環境衛生同業組合中央会、この会に所属しない一般の、もつと零細な、私は何とかですと今お話ございましたけれども、町のおそば屋さんですとか、その辺の加盟してない人たちがどういう御意見かということもあらうと思うんですが、それはどのくらいの率で未加盟者がいるんでしょうか。

○参考人(森茂雄君) 正確には申し上げられませんが、業種によって全部違います。例えば私ども

に今十六の業種がございまして、理容、美容、クリーニング、公衆浴場とか、それぞれその中ではかなりの参加率、要するに組合員が大勢の業種もございまして、また中には半数近いという業種もございまして。

しかし、このJASRACさんとの問題については、先ほどの先生のお言葉を返して申しわけないんですが、私どもは絶対に今日まで御協力をしてきたわけです。これからは協力をしていくんです。そしてその中において、先生と手を組みながら、お話し合いをした上で、一般の方々が、こういう料金を設定してくれてよかったと言っていたいて初めて私は文化というものが向上していくんだと思っています。

したがって、現在組合に入っておられない方々に対しても、社交業の理事長さんを通じて、どうか説得してください、お仲間に入れてください、とこう申し上げております。

○藤千景君 その場合、これは森理事長もそうでしょうし遠藤会長もそうだと思いますが、会員でない人たちの話し合いもあるけれども、その人たちの著作権料の徴収の仕方はどこが関与し、どこが交渉するんでしょうか、お二方に伺いたい。

○参考人(遠藤実君) JASRACの職員が入って説明をして、そして心の解け合いを感じ合いなから徴収をしていきたい、そういう考えで職員が当たります。

○参考人(森茂雄君) 非常に難しいことだと思います。

私どもは団体で話し合いをいたしますが、今の先生のお話は個々の問題のように伺います。ですから、私は、こういうことを先生に申し上げます。失礼なでございますが、JASRACさんがお一つでございます。第二、第三のJASRACさんがあればもつと値段交渉は別だと思っております。

○藤千景君 もう一度伺いたいですけれども、

遠藤会長、そうしますと、加盟していらつしやらない方には個別にJASRACの事務局の人が直接に一对一で交渉をして、一人はJASRACにお払いいただくということになるんでしょうか。

○参考人(遠藤実君) そういうことになると思います。

それから、先ほど先生がおっしゃったように、ちよつと話が飛びますが、著作権料の総額、国際水準から見てもすけれども、たまたまここにありますが、徴収の総額は、アメリカ、ドイツに続いて世界で日本が三番目でございます。そして演奏関係の徴収額では、国内総生産、GDPから見ますと世界で二十一番目です。国民一人当たりが支払った使用料では世界十六番目という状況でございます。日本は、日本の国力や音楽が利用される量を考慮に入れますと、さらに低いレベルではないかと考えております。

○藤千景君 きょう、こうして参考人においでいただきまして、それぞれの組合なりあるいは団体の長として御意見をいただきましたけれども、これから文化庁も指導をして、今申し上げましたように、組合に入っていない人たちがこれから払わないときには、あそこは何かとか、日本の低レベルだという、そういうふうな会員じゃない人たちの著作権に対する認識が私は漏れている部分があると思っております。そのことに対しては、お互いの業界で切磋琢磨し合って、検証し合って、組合に入っていない人にも、今の著作権のあり方、著作権法というものがあつたことこの認識をぜひ先頭に立つて周知徹底して、みんなが気持ちよく、音楽やいろんなものを聞きながら不愉快になるということじゃ逆効果でございますので、ぜひその辺の御指導を、きょうぜひおおいにいただいた森理事長、遠藤会長に重ねて御努力していただきたいと思ひます。

もう一つ、棚野参考人におかれましては、今回、映像実演家の方の漏れている部分を、私どもも力及ばずだったんだらうと思ひますけれども、今後

著作権法の改正の中に御要望が達せられるようにぜひ文化庁にも働きかけていただき、きょうも同僚議員がみんなこうして聞いておりますので、頑張っていきたいと思ひます。

そしてもう一つ、最後の締めでございますから申し上げたいんですけども、今、遠藤先生が、我が国の総生産量の一人の率からいえばまだ低いですと、著作権の徴収料から見れば世界第三位だとおっしゃいました。

私は、大変この委員会として恥ずかしいと思ひますことは、文化立国だということで文化庁はおいしいことを文章には書いておりますけれども、御存じのとおり、文化庁予算が八百十八億、JASRACの収入が言ってみれば九百八十四億と、文化庁予算よりもJASRACの著作権の徴収料の方が多いということは、我が国にとつては大変恥ずかしいことである。何のための文化庁の設立か、何のために文化庁があるんであるかということ、私は、きょうの委員会で参考人の皆様と一緒に日本の文化のために頑張っていくことを参考人の皆様にお約束して、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(南野知恵子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、長時間御出席いただき、貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会